

簡単操作で小さな文字も読みやすくなります

## 拡大読書器を使ってみませんか

鶉殿図書館では、地方創生交付金を活用し、拡大読書器を購入しました。

拡大読書器とは、本や雑誌、新聞などを拡大してモニター画面に映写する読書専用の機器で、カラーだけでなくコントラストを協調した白黒、白黒反転などの表示ができます。

とても簡単な操作で、どなたでも楽に小さい文字を読むことができ、読書を楽しむことができます。どうぞお気軽にご利用ください。

▶詳しくは、鶉殿図書館（☎32-4646）までお問い合わせください。



拡大読書器を使い本を読む利用者

介護者サロンから名称を変更しました

## 「認知症介護者のつどい」に参加しませんか

町では先の見えない介護に心身に疲れをためたり無理をしたりしないよう、認知症で悩む人同士が交流し情報交換を行える場として「認知症介護者のつどい」を次のとおり開催します。

自分と同じような境遇の人と話すことで少しでも楽になったり、ほっと一息ついたりする場としてお気軽にご利用ください。

参加の申し込みは不要で、時間内はいつでも出入り自由です。

【開催日】 毎月第2木曜日（8月は第3木曜日）

【時間】 午後1時～3時

【場所】 まなびの郷 2階 多目的ホール

【参加費】 無料

※介護者がつどいに参加している間、隣室で認知症の方の見守り支援をします。希望の方は前日までに紀宝町地域包括支援センターまでお申し込みください。

▶詳しくは、町地域包括支援センター（☎33-0175）までお問い合わせください。

子どもたちが描いた灯ろうが会場を彩る

## ほたる灯ろう展を開催します

ほたるを守る会では、ほたるを通して自然保護への関心を高めてもらうため、以下のとおり「ほたる灯ろう展」を開催します。子どもたちが描いたたくさんの灯ろうが、会場を幻想的に彩るほか、ほたる夢太鼓による太鼓演奏なども行われます。ぜひご来場ください。

【日時】 5月27日（土）午後6時30分から  
※雨天順延。28日も雨天の場合は、田代体育館で行います。

【場所】 ふるさと資料館前広場

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

紀宝町消防団、新規入団者を募集！

## 消防団に入団して、紀宝町を一緒に守ろう！

紀宝町消防団は、新規入団者を募集しています。

消防団は、本業をもちながら、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活躍している人たちが集まる市町村の消防機関です。平成29年4月1日現在、紀宝町消防団では161人が団員として活動しています。

地域事情に詳しく、動員力に優れた消防団は防災活動において、とても重要な役割を果たしています。あなたも消防団に入って、自分たちの住むまちを守りませんか。



地域の安全と安心を守る消防団員

### ◆消防団の活動内容

- ・火災や水災害などに対する消防活動や救出活動
- ・常備消防との連携による、住民の生命や財産、身体の保護
- ・住民に対し出火防止、初期消火等の指導
- ・被害の極限防止等を図る活動

### ◆入団の要件

- ・紀宝町に居住、または勤務している人
  - ・年齢18歳以上の人
  - ・志操堅固で、かつ身体強健な人
- ▶消防団に入団を希望される方は、役場総務課防災対策係（☎33-0335）までお問い合わせください。

お気軽にご相談ください

## 毎月第3木曜日、「無料法律相談」を開催!!

熊野ひまわり基金法律事務所では、紀宝町役場で、予約制による「無料法律相談」を毎月第3木曜日に開催しています。

悩みがあるけれど、どうすればよいかわからずお困りの方。弁護士があなたの抱える問題を解決するお手伝いをします。

弁護士の守秘義務により相談内容の秘密は守られます。また、相談した結果、弁護士に事件を依頼する場合には弁護士費用が発生しますが、事前に説明させていただきます。

◆相談日 毎月第3木曜日（※祝日の場合は中止）

◆相談時間 午後1時30分から3時30分までの間で、1人30分以内

◆会場 紀宝町役場本庁舎 1階相談室

◆対象者 紀宝町にお住まいの方

◆弁護士 熊野ひまわり基金法律事務所  
原春加弁護士または原健治弁護士

### ◆予約方法

相談日の1週間前までに、電話等にて総務課までご予約ください。その際に、住所・氏名・連絡先の電話番号と、簡潔な相談内容をお伝えください。

### 【ご注意】

相談内容が紛争の場合、紛争の相手方が、すでに熊野ひまわり基金法律事務所において相談を行っている場合は、弁護士法上、同じ弁護士（法律事務所）が双方の相談を受けることはできません。

そのため、相談日までに電話にて相手方のお名前を確認させていただきますが、差し支えなければ、予約時に相手方のお名前をお伝えください。

どうしても、相手方のお名前をお話ししにくいといった場合は、相談日に会場において、弁護士から確認させていただきますが、相手方との関係により、相談を受けられない場合があります。

▶詳しくは、役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。